

提案に関する 補足説明資料

重点	ヒアリング事項	ページ
4	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等	1
9	児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し	6
11	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和	10
10	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長 【提案団体(大阪市)提出資料】	14

重点4(保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等)に係る参考資料

① 施設型給付費・地域型保育給付費の加算の整理・統合

支 障

- 施設型給付費・地域型保育給付費に係る加算制度が複雑であることにより、必要な提出書類や確認すべき要件が多く、保育施設の事務手続、自治体の審査業務が煩雑となり、双方に事務負担が生じている。【→スライド3】

求める措置

- こども家庭庁においては、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算認定申請に係る事務手続の簡素化を進める。【→スライド3】

② 広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築

支 障

- 広域利用(住所地市区町村外に存在する保育施設の利用)の場合、給付費の支給は 住所地市区町村が行っているが、加算認定は施設所在市区町村が行っており、施設・自治体間での事務が煩雑となっている。【→スライド4】

求める措置

- 国が構築する施設管理プラットフォームにおいて、他市区町村の施設情報(加算の適否等)を直接参照・管理できるようにするとともに、給付費自動算定機能を備えるなど、広域利用に対応したシステム整備を行う。【→スライド5 A(下図)】

重点4 (保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等)に係る参考資料

③ 自治体独自システムに配慮したシステム設計

支 障

- 保育施設のシステムと自治体のシステムの給付・監査に必要なデータを連携する施設管理プラットフォームと、神戸市独自のクラウドサービスは、密接に連携が必要になることが見込まれるが、その互換性がない可能性がある。【→スライド5 A(上図)】
- 今後の標準仕様書の検討において、加算認定機能・施設型給付費自動算定機能等を標準システムに付与するよう機能拡大する場合、自治体で独自構築したシステムを大きく見直す必要が生じるのではないかと懸念している。【→スライド5 B(上図)】

求める措置

- 施設管理プラットフォームと自治体独自システムの連携を可能とする。
【→スライド5 A(下図)】
- 今後の標準仕様書の変更等の検討に当たっては、自治体において先行的に導入した独自システムが無駄にならないよう、自治体の既存システムの確認、自治体への意見聴取、先行的に導入した独自システムを採用するなど、自治体の先行的な取組に配慮する。
【→スライド5 B(下図)】

加算の種類

(施設型給付費・地域型保育給付費)

41種類

自治体の事務負担

各保育施設からの
問合せ対応

年間約**4000**件

各種申請の審査に
要する時間

年間約**7400**時間

保育施設の事務負担

各保育施設の
定例的な申請作業

月平均約**20**時間

※神戸市実績(施設数:約460)



加算の整理・統合、申請手続の簡素化

例(提案団体における加算の整理・統合案)

「主任保育士専任加算」「主幹教諭等専任加算」と「療育支援加算」の整理・統合

療育支援加算は、主任保育士専任加算・主幹教諭等専任加算の対象であることが取得要件となっており、要件が概ね重複している。神戸市においては、両加算を共通して取得している保育施設が多いため、統合するなどの整理が可能ではないか。

「主任保育士専任加算」「主幹教諭等専任加算」の加減算の整理

当該加算は、幼稚園・保育所における加算である一方、認定こども園については要件を満たさない場合に減算となるもの。神戸市においては概ねの施設が取得しており、減算に統一するなどの整理が可能ではないか。

「高齢者等活躍促進加算」の申請・支給時期

当該加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に得られるものだが、12月末に申請、3月分に加算給付、実績を元に4月に精算する。対象の高齢者等非常勤職員の毎月の人件費に当該加算分を充てることができるよう、他の人員配置加算と同様に、毎月の加算給付とする整理が可能ではないか。

【参考:提案団体(神戸市)における加算取得状況】

概ねの施設で取得している加算

- | | | |
|-------------|--------------|------------|
| ・3歳児配置改善加算 | ・主任保育士専任加算 | ・事務職員雇上費加算 |
| ・チーム保育加配加算 | ・主幹保育教諭等専任加算 | ・小学校接続加算 |
| ・子育て支援活動費加算 | ・冷暖房費加算 | |

取得している施設が極めて少ない加算

- | | |
|------------|------------|
| ・チーム保育推進加算 | ・第三者評価受審加算 |
|------------|------------|

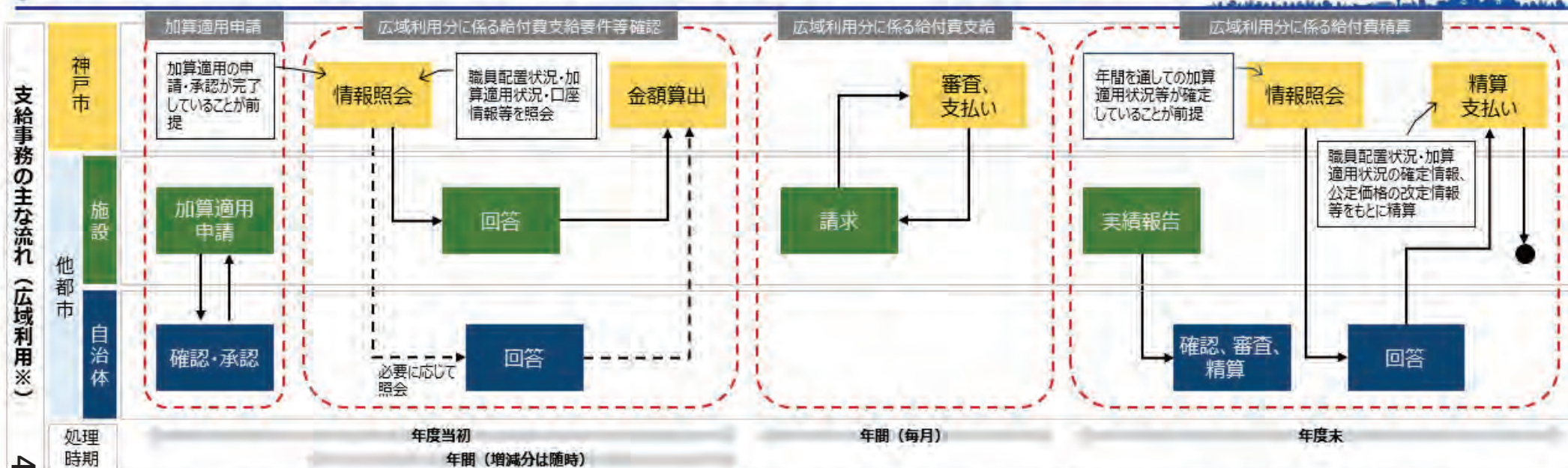
共通して取得している施設が多い加算の組み合わせ

- ・主任保育士専任加算・主幹保育教諭等専任加算と療育支援加算
- ・副園長・教頭配置加算と事務職員配置加算

一部要件が重複しているが、重複取得不可の加算

- ・4歳以上児配置改善加算とチーム保育加配加算・チーム保育推進加算

施設型給付費支給事務（広域利用の場合）の流れと問題点



問題点（広域利用分に係る給付費支給要件等確認）

- 広域利用子ども（※）を受け入れる施設の数だけ問合せが必要になり、作業負担が大きい。
 - 施設への情報照会は省略できない。（口座情報や代表者の正式名など個別の確認が必須なため。）
 - 施設への確認は年間を通して随時発生することから、その都度、確認と追加・修正・削除の処理を行わなければならない。
- 施設から得られる回答内容が不足・不明瞭な場合が多いため、他自治体に追加の照会を行わなければならない負担が大きい。
 - 年度末の精算時には確実な情報の確認が必要になるため、1回の確認では完了しない。
- 照会・回答に際して統一的な様式・手続きが存在せず、施設・自治体ともに対応内容も様々であることから、事務処理が煩雑となっている。
- 他自治体に所在がある施設情報について、直接参照・管理する仕組みがない。そのため、金額計算等の処理はエクセルファイルを使用した手入力を行っており、作業負担が大きい。

問題点（広域利用分に係る給付費支給）

- 他自治体に所在がある施設情報について、直接参照・管理する仕組みがない。そのため、毎月の支払い審査等の処理はエクセルファイルを使用した手入力を行うこととなり、作業負担が大きい。
- 自治体によって給付費の請求手続きが異なるため、施設にとっては、いつ・どのように手続きをすればよいかわからない。そのため、確認のための問合せが多く発生するほか、請求手続きが漏れてしまうことにより、適正に給付費の支給を受けていない場合がある。

問題点（広域利用分に係る給付費精算）

- 広域利用子どもを受け入れる施設の数だけ問合せが必要になり、作業負担が大きい。
- 精算時は、確実な情報をもって給付費を再計算する必要があることから、確認のための照会作業の負担が大きく、やり取りの回数も多い。
- 出納閉鎖期日までに精算及び支払いを完了する必要があるため、短期間に作業負担が集中する。
- 「こども誰でも通園制度」が広域利用も含めた本格実施となった場合、情報照会及びそれらに伴う事務処理の件数がさらに増加することとなり、適切に処理が完了できなくなるおそれがある。

※ 広域利用：神戸市に住民票がある子どもを、他市町村の保育所・認定こども園に入所させること。（入所希望の際には、入園のための調整（利用調整）が市町村間で行われる。）

※ 広域利用子ども：広域利用を行っている神戸市に住民票がある子どものこと。

神戸市
実績

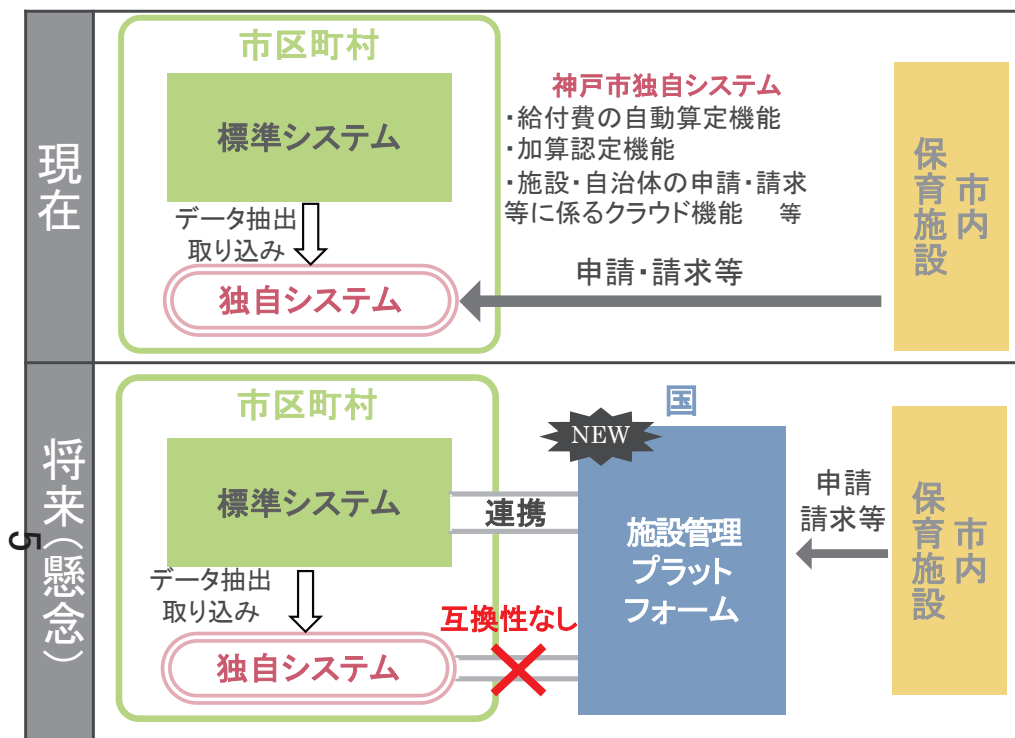
神戸市民が市外の施設を利用
他市区町村の住民が神戸市内の施設を利用

約 **100**施設
約 **30**自治体、約 **75**施設

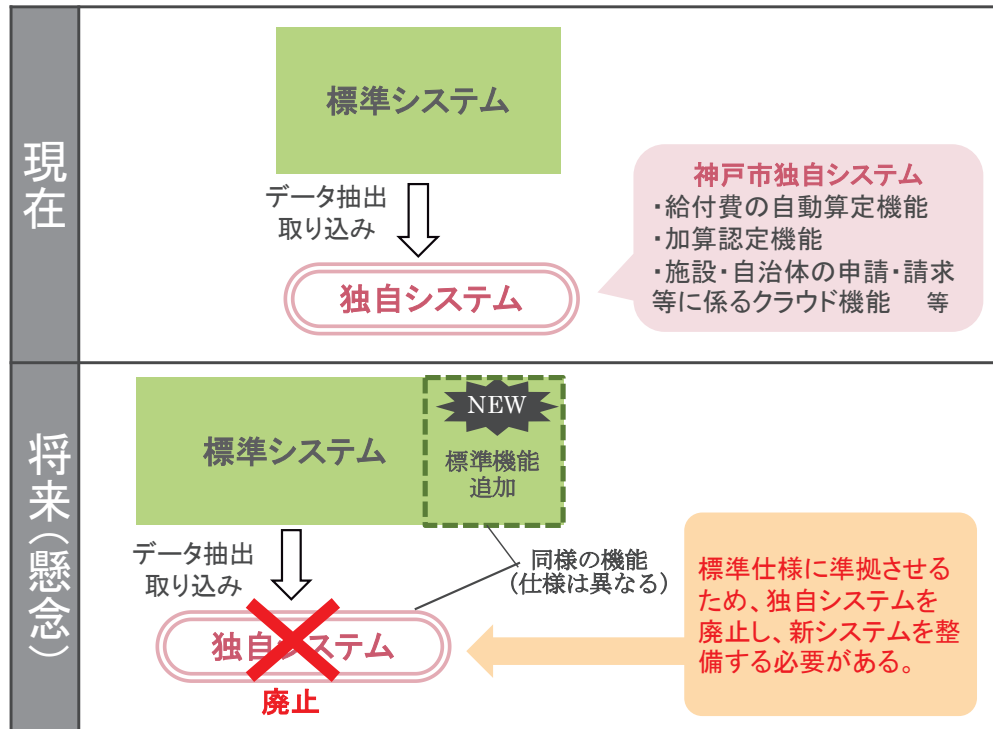
② 広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築（求める措置）

③ 自治体独自システムに配慮したシステム設計（支障・求める措置）

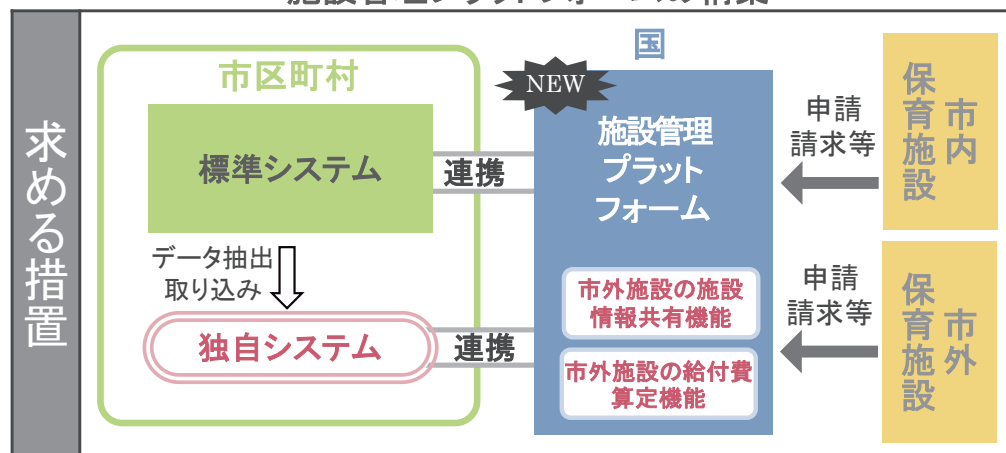
A: 施設管理プラットフォーム構築に当たっての懸念



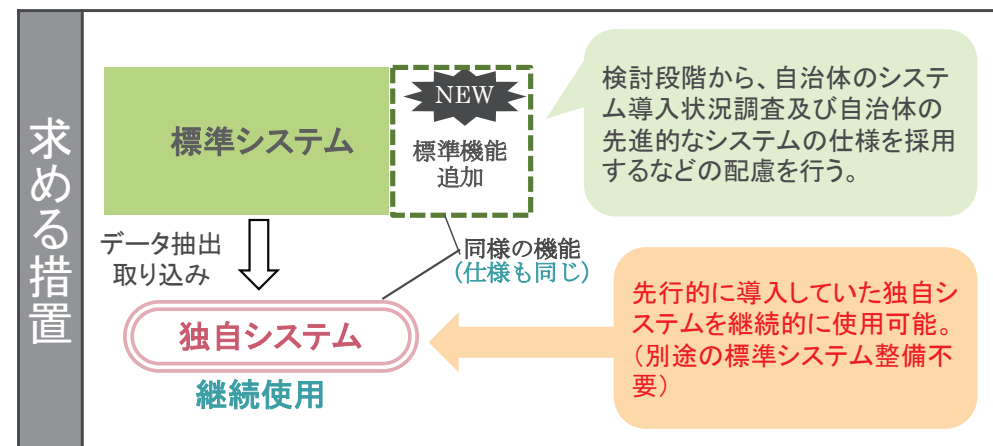
B: 標準仕様の変更・機能拡大に当たっての懸念



②広域利用に対応し、③独自システムと連携可能な施設管理プラットフォームの構築



③独自システムに配慮した標準仕様の検討



重点9（児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し）に係る参考資料

<児童手当の消滅日の確認方法の見直し>

【現状】

児童手当は、請求をした日の属する月の翌月から支給が始まり、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる（児童手当法第8条第2項）。

ただし、転出入時の児童手当の認定については、住所を変更した後15日以内にその請求をしたときは、住所を変更した日の属する月の翌月から支給されることとなっている（児童手当法第8条第3項）。

【問題点】

児童手当法第8条第3項の「住所を変更した日」とは、転出予定日を基準とされているが、転出予定日は転出先自治体で把握していないことから、消滅日を確認するために転出元自治体へ電話による確認を行っている。そのため、年度末等で転出入が多くなると電話確認等で忙殺され、業務が滞ることが多い。

【解決策（求める措置）】

上記の問題を解決するために、提案団体からは以下の3案が提案されている。

◎住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元自治体の転出予定日を確認できるようにする。

◎転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成する。

◎「住所を変更した日」について、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。

(案1)住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元自治体の転出予定日を確認できるようにする。

○住民基本台帳ネットワークシステムで保有されている情報は本人確認情報のみ。

◆本人確認情報◆

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、左記の変更情報

➡ 転出予定日は住民基本台帳ネットワークシステム等で確認できない。

➡ 転出先自治体でも転出予定日を住民基本台帳ネットワークシステム等で確認できるようにすることで、転出元自治体への電話確認が不要になる。

(案2)転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成する。

○受給者が転出する際に、転出予定日(消滅日)を記載した連絡票を交付する。

○転出先自治体で申請する際に併せて提出してもらう。

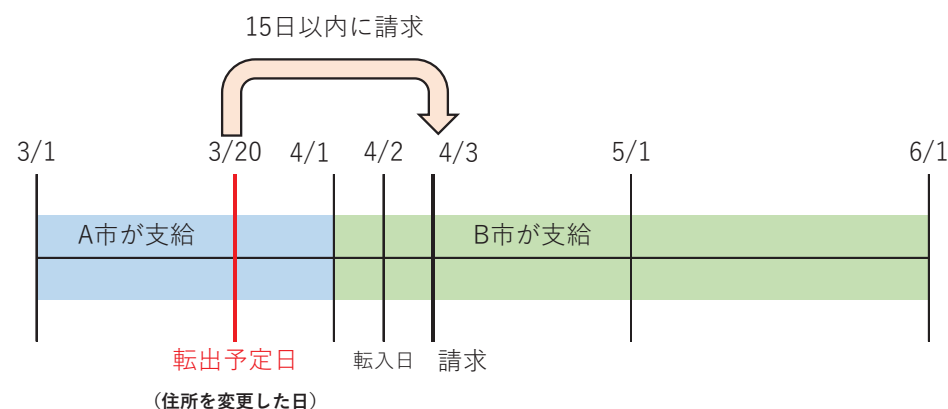
➡ 既に任意で作成している自治体があるため、他の自治体でも作成する仕組みにする。

➡ 申請時に転出先に提出することで、転出予定日が把握でき、電話確認が不要となる。

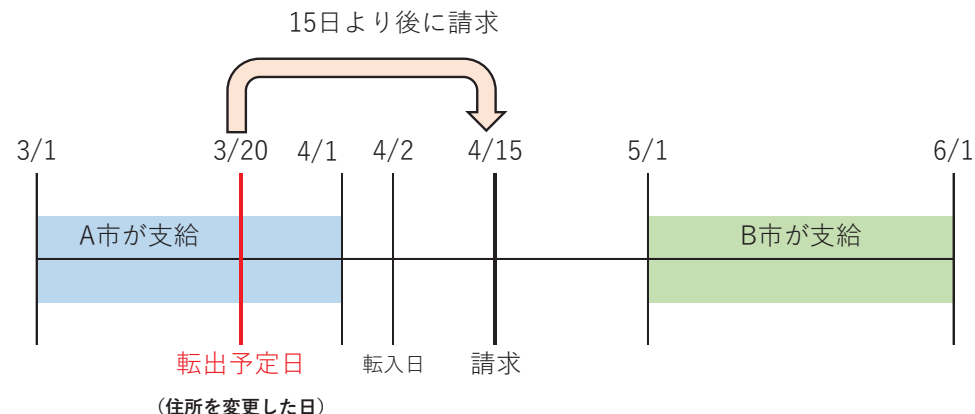
(案3)「住所を変更した日」について、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。

○児童手当法上の「住所を変更した日」を「転出予定日」ではなく、「転入日」とする取扱いに見直す。

[転出予定日が基準日の場合(現行)]

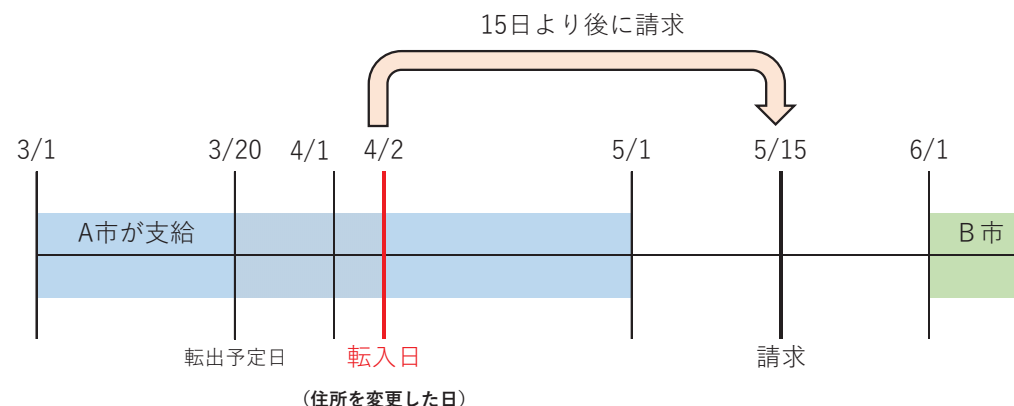
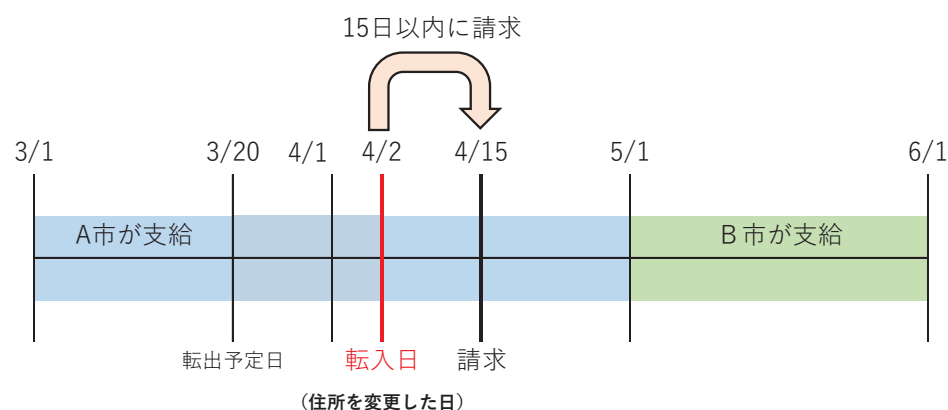


- ・住所を変更した日(転出予定日)の属する3月はA市が支給する。
- ・転出予定日から15日以内に児童手当の請求をした場合、住所を変更した日(転出予定日)の属する月の翌月(上図の場合であれば4月)からB市が支給する。
- ・支給開始月を確認するため、B市はA市に転出予定日を電話照会する。



- ・住所を変更した日(転出予定日)の属する3月はA市が支給する。
- ・転出予定日から15日より後に児童手当の請求をした場合、認定の請求をした日の属する翌月(上図の場合であれば5月)からB市が支給を開始する。
- ・支給開始月を確認するため、B市はA市に転出予定日を電話照会する。

[転入日を基準日とした場合(案3が実現した場合)]



- ・住所を変更した日(転入日)の属する4月はA市が支給する。
- ・転入日から15日以内に児童手当の請求をした場合、住所を変更した日(転入日)の属する月の翌月(上図の場合であれば5月)からB市が支給する。
- ・支給開始月を確認するための電話照会は不要。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムにより、転出元自治体も転入日を確認することができる。

- ・住所を変更した日(転入日)の属する4月はA市が支給する。
- ・転入日から15日より後に児童手当の請求をした場合、認定の請求をした日の属する翌月(上図の場合であれば6月)からB市が支給を開始する。
- ・支給開始月を確認するための電話照会は不要。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムにより、転出元自治体も転入日を確認することができる。

➡ 転入日であれば、転出先自治体において把握しているため、転出元自治体への確認が不要となる。

重点11（地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和）に係る参考資料

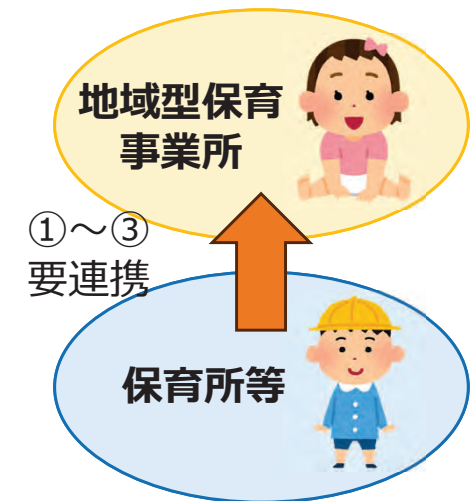
【制度の概要】

地域型保育事業は、連携施設の確保が必要

地域型保育事業（※）は、小規模かつ2歳までの保育であることから、「① 保育内容支援」、「② 代替保育」、「③ 卒園児の受け皿の確保」を行う保育所や認定こども園などの連携施設を確保しなければならない。

※ 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業

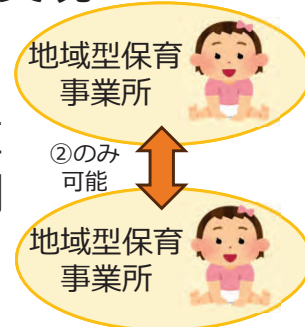
①保育内容支援	集団保育を体験するための機会の提供等
②代替保育	地域型保育事業所の保育士等が急病等の場合の代替保育の提供
③卒園児の受け皿の確保	地域型保育事業所を卒園した3歳児の優先受け入れ枠の設定



【過去の分権提案】

H29年度の方権提案により実現

「②代替保育」については、一定の要件を充たす場合に限り、地域型保育事業所同士の連携が認められた。



H30年度の方権提案により実現

①～③の要件については、連携施設の確保をしないことができる経過措置を制度開始5年後から10年後（令和6年度末まで）に延長。

今年度末に経過措置が終了する

◆ 都市部を中心として、連携施設の更なる確保は困難である。

都市部などの子どもの数に対して保育所が足りていない地域や保育所のスペースが確保できない地域に、地域型保育事業所が多い傾向があり、地域型保育事業所が集中している地域周辺の保育所等のみでは連携先を確保できない状況となっている。

自治体によっては、独自の補助金創設などにより、連携施設の確保が進んでいる一方で、制度開始後約10年が経過し、連携に新たに協力する施設が少なくなっており、連携先の確保に苦慮している。

提案団体の独自調査（令和4年度）では、全政令指定市20都市中、15都市において未連携施設が存在していた。

提案団体の状況	認可要件等	令和元年度末時点	令和5年度末時点	未連携施設数
	① 保育内容支援	81.2% 173/213か所	92.0% 207/225か所	18か所
	② 代替保育	75.6% 161/213か所	87.6% 197/225か所	28か所
	③ 卒園児の受け皿の確保	72.8% 155/213か所 ^(※)	91.1% 205/225か所 ^(※)	20か所

※ 2歳児の定員分を確保できていない事業所も含む



◆ 経過措置は令和6年度末で終了する。

令和7年度以降は、未連携施設は認可要件に「適合しない」ことになる。そのため、事業認可の取消しを求めなければならなくなる可能性もある。また、新規に地域型保育事業を実施することが難しくなる。

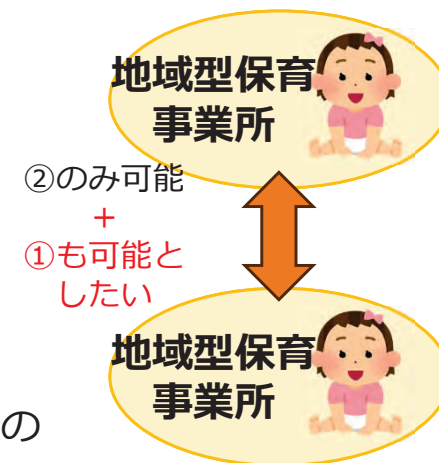
◆ 「代替保育」については、地域型保育事業所同士の連携が認められている。

この規制緩和により、提案団体では、13施設において地域型保育事業所同士の連携が行われた。一方、普段から関わりがないと、利用している児童の状況等が分からず、不測の事態における代替保育はできないとして、連携を断念する例もある。

【解決策(求める措置)】

「②代替保育」は一定の要件（※）を充たす場合に限り、地域型保育事業所同士の連携を認められているため、「①保育内容支援」についても、同様の緩和をしてほしい。

- ※(1) 市町村が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合。
(2) 家庭的保育事業者等と連携協力を行う者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
(3) 連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。



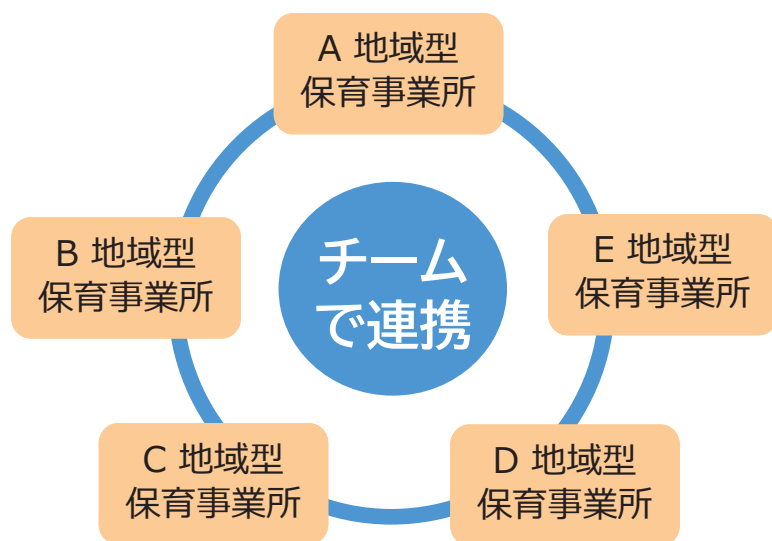
【提案実現による効果】

- ◆ 日常的に「①保育内容支援」を地域型保育事業所同士で相互に行うことにより、保育士や児童が馴染みとなり、「②代替保育」の際にも安心感を得て、保育を実施することが可能となる。
- ◆ 地域型保育事業所同士のネットワーク作りが促進され、ノウハウの共有などが行われ、保育の質の向上につながる。
- ◆ 地域型保育事業所同士の連携が進み、「②代替保育」の連携に繋がることも期待される。
- ◆ 要件緩和により地域型保育事業所の新規設置が行いやすくなり、待機児童の解消に資する。

【想定される提案内容の活用イメージ】

複数（例は5か所）の事業所が協定を締結し、**代替保育や保育内容支援を相互に行うチームを設置**する。

日常的に相互で保育支援を行い、不測の事態には応援派遣を行うことで、**連携施設に相当する支援が確保**できる。



「①保育内容支援」をチームで実施

- 運動会や誕生日会等のイベントを共催
- 2歳児の集団保育の機会の確保
- 保育ノウハウの共有
- 保育士同士の相談しやすい環境の提供

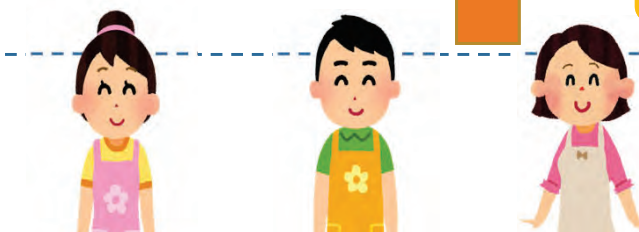
「②代替保育」をチームで実施

A 地域型保育事業所（保育士5名で運営の場合）



感染症で3名が一時的に欠員状態となった場合。保育の実施ができない！

保育士を応援派遣
チームで対応



B～D地域型保育事業所から各1名ずつで派遣で負担減

B 地域型
保育事業所

C 地域型
保育事業所

D 地域型
保育事業所

E 地域型
保育事業所

【提案の効果】

未連携施設の解消が進み、児童と保育士の双方にとって、より安心・安全な保育の実現に資する。

関係府省庁からの1次ヒアリング 大阪市提出資料

一時保護施設の設備及び運営に関する 基準における経過措置期間の延長

令和6年7月

市内4か所に児童相談所(こども相談センター)を設置

北部こども相談センター
令和3年4月設置

東部こども相談センター
令和8年秋開設予定

中央こども相談センター
(平成22年1月設置)
令和7年3月移転予定

南部こども相談センター
平成28年10月設置
令和8年秋改修終了見込

本市では、児童相談所の機能強化として、市内に4か所の児童相談所を設置するとともに、一時保護所については、一時保護所ガイドラインに基づき、個室化・6人以下のユニットケア実施に対応できるよう整備を進めてきた。

そして今般、国より個室化・ユニット化などを盛り込んだ「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(以下「新基準」という)が示されたところである。

現時点で工事中等のもの。

児童相談所(こども相談センター)の整備計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
中央	一時保護所定員26人※北部開設時(集団支援) →新基準適合のため建替移転(令和6年度末)					移転:一時保護所定員60人(全室ユニット化)					
北部		開設:一時保護所定員54人(ユニットケア試行) →新基準を見据えた施設整備				一時保護所定員40人(全室ユニット化)					
南部	一時保護所定員30人(集団支援) →新基準適合に向け建替移転(令和8年秋)							移転:一時保護所定員40人(全室ユニット化)			
東部							開設:一時保護所定員40人(全室ユニット化)				

- ・本市では、令和3年4月開設の北部こども相談センターを設計時に示された「一時保護所ガイドライン（平成30年7月）」（個室対応・最大6人までのユニットケア等）をふまえ、全室ユニットとして整備
- ・現存する中央・南部こども相談センターについても、北部こども相談センター同様に全室ユニット化を図るべく、建替移設を行うこととしている
- ・（仮称）東部こども相談センターを含め、最終的に全一時保護所で全室ユニット化を図る

一時保護所の定員について(最終形)

	令和5年度				令和6年度(移転時)				令和7年度				令和8年度(移転時)			
	男子	女子	幼児	計	男子	女子	幼児	計	男子	女子	幼児	計	男子	女子	幼児	計
総数	36	40	34	110	50	50	30	130	50	50	30	130	70	70	40	180

一時保護施設の設備及び運営に関する基準における経過措置期間の延長

3

	旧 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	新 一時保護施設の設備・運営に関する基準（案）
根拠規定	児童福祉法施行規則第35条で児童養護施設の最低基準の準用を規定	内閣府で定める基準に従い条例で規定
必要となる職種	児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。	一時保護施設には、 児童指導員 、嘱託医、 保育士 、 看護師 、個別対応職員、 心理療法担当職員 、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。
児童指導員・保育士	児童指導員及び保育士の総数は、通じて 満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上 満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上 満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上 少年おおむね5.5人につき1人以上とする。 ただし、児童45人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。	児童指導員及び保育士の総数は、通じて 満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上 満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上 満3歳以上の児童おおむね 3人につき1人以上 とする。 児童福祉法上の年齢区分 乳児：1歳未満の者 幼児：1歳～小学校就学前 少年：小学校～18歳に達するまでの者
17	172人 計188人	190人 (+18人) 計254人
夜間配置 (児童指導員・保育士)	児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。	夜間は、ユニットを整備する場合には、 ユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。
指導教育担当職員	18人 (内数)	一時保護施設には、 職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
心理療法担当職員	心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。	心理療法担当職員の数、児童おおむね 10人につき1人以上 とする。
看護師	看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。	4人
経過措置期間		一時保護施設の職員の数及び夜間の職員数につき、この府令で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、 令和8年3月31日まで、これによらないことができる。

一時保護所児童指導員(福祉職員)・保育士の採用について

児童指導員(福祉職員)・保育士の配置計画



○当初計画では
令和7年度+24人
令和8年度+12人
で計36人の
増員予定であった。

○新基準によると
令和7年度+27人
令和8年度+39人
さらに計66人の
大幅な増員が必要

○これらを合計すると
令和7年度から
令和8年度の2か年で
102人の増員を図
ることになる。

一時保護所職員(児童指導員・保育士)人材育成

○一時保護所職員に求められるスキルについて

- ▶入所児童は、幼児から18歳未満まで、また被虐待・障がい・非行などさまざまな背景をもっているこれらの児童に対応するためには、幼児の発達・関わり方・生活支援の方法、学童の発達・障がい・関わり方、思春期児童の発達・関わり方、被虐待児童の特徴やトラウマといった、非常に多岐にわたる知識を学び、対処スキルを身につける必要がある
- ▶一時保護所は予定外の入所や退所に加え、無断外出・児童のトラブルなどが日々発生するこういった際の手順(連絡調整、入所受入れ・退所時手続き)、無断外出時の対応、警察や医療機関との連携などに関しても、一定の対処ができるだけの知識とスキルを習得しておかねばならない
- ▶食物アレルギーや、さまざまな疾患等があるなどの理由で、食事や服薬管理に注意を要する児童も少なくないことから、児童の健康管理面でも一定の知識やスキルを身につけておかねばならない
- ▶近年、特に暴言や暴力、自傷行為を繰り返す児童が増えつつあり、こういった関りの難しい児童への対処法も不可欠になっている

○一時保護所職員の人材育成の現状について

- ▶一時保護所職員に特化した教育機関は存在していないことから、基礎教育を職場で実施し、日々のOJT等により人材育成を行っている
- ▶さまざまな背景のある児童が24時間365日生活する、という特殊な生活空間であり、虐待の被害を受けた児童や、時には暴言暴力に及ぶ児童等に接するというストレス性の高い職場環境の中で求められる知識や専門性の高い技術等を学んでいかなければならない
- ▶日々シフト勤務で動く組織であるため、常にベテラン職員や上司がそばにいる状況とならないことから丁寧な人材育成が必要

本市一時保護所研修計画(主なもの)

○新任職員研修(新転任職員対象に実施)

- ▶一時保護ガイドラインや各種マニュアル、ハンドブック等に基づく基礎知識の習得
- ▶児童受入やインテーク、関連機関との連絡調整、医務やアレルギー対応、日々の業務に必要な知識習得

○フォローアップ研修(新転任、配属2～3年目、4年目以上別に実施)

- ▶経験年数等に応じたフォローアップを実施新任職員研修

○2年目研修(配属後2年目職員を対象に実施)

- ▶基礎知識等新任職員研修の再確認
- ▶児童相談所ケースワーク業務を学ぶ(ケースワーカーとして実務を経験)

○特別研修(当該年度に特に必要なものを追加して実施)

- ▶例:医務研修(新型コロナウイルス流行時における感染症感染防止対策)等

○現任研修(現任職員対象に実施)

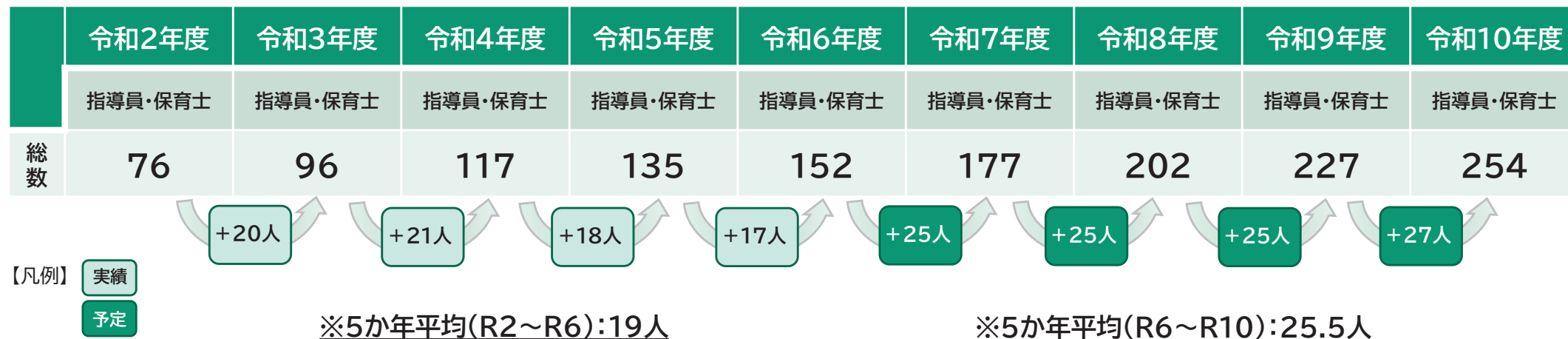
- ▶一時保護ガイドラインや各種マニュアル、ハンドブック等に基づく応用
- ▶CVPPP(包括的暴力防止プログラム)、医務(救急救命、吐物処理、与薬)、児童の権利擁護、児童の行動観察、児童心理、アレルギー対応、児童対応等の研修

○外部研修(厚生労働省主催等の研修受講)

- ▶一時保護所職員SV研修、一時保護所指導者研修、一時保護所職員実務者研修、全国児童相談所一時保護所研究セミナー等

人材確保と人材育成をふまえた試算

○ 経過措置期間を5年とした場合の試算



・ 年次計画的な職員の増員について、新基準に適合するための職員数を確保していく中で、1年次あたりの**上限が人材育成の面などから、25人程度**である実情からも**経過措置期間は5年程度**が必要であると考えている